

一般社団法人 日本救急看護学会  
日本救急看護学会における利益相反に関する指針

今日の産学連携研究の増加に伴い、学術的、倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）と、産学連携活動に伴い発生する個人が得る利益（金銭、地位、利権など）の 2 つの利益が研究者個人の中に生じることがある。これを利益相反（Conflict of Interest : COI, 以下 COI という）という。

COI の状態が深刻な場合、研究対象者の人権や生命の安全、安心が損なわれる可能性があると同時に、研究の方法、データ解析、結果の解釈がゆがめられるおそれも生じる。さらに適正な研究成果であるにもかかわらず、公正な評価がなされないことも生じうる。したがって、日本救急看護学会（以下、本会という）は、会員に対して COI に関する基本的な考え方をここに示すものである。

## 1. 目的

本指針の目的は、会員の COI を適切にマネジメントし、本会がおこなう学術活動全般に関する公明性と中立性を維持し、救急看護学および救急看護実践の進歩に貢献することにより、社会的責務を果たすことにある。

## 2. 対象者

COI 状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し、本指針が適用される。

- 1) 本会会員（正会員、名誉会員、賛助会員）
- 2) 本会の学術集会で発表・講演する者
- 3) 本会の研究倫理審査申請を行う者
- 4) 本会の役員（代表理事、副代表理事、理事、監事）
- 5) 学術集会会長
- 6) 各種委員会等の委員長、および委員

## 3. 対象となる活動

本会が行うすべての事業活動に対して本指針を適用する。学術集会やセミナーなどでの講演・発表、学会雑誌での研究発表を行うときには、社会的影響力が大きいため、特段の指針遵守が求められる。

## 4. 申告すべき事項

対象者は、個人における以下の 1) ～ 7) の事項について、細則で定める基準を超える場合には、その正確な状況を本会事務所に提出し、代表理事に申告するものとする。なお、申告された内容の開示、公開の方法については別に細則で定める。

- 1) 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職、社員などへの就任
  - 2) 企業・法人組織、営利を目的とする団体からの報酬・特許権などの使用料
  - 3) 企業の株の保有と、それにより得られた配当
  - 4) 企業・法人組織、営利を目的とする団体から、会議の出席ならびに会議での発表・講演、メディアへの出演などに対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
  - 5) 企業・法人組織、営利を目的とする団体がパンフレットやビデオ作製などの執筆・編集・監修に対して支払った原稿料
  - 6) 企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する研究費（受託研究、共同研究、奨学寄付金など）
  - 7) 専門的証言や助言等による報酬
  - 8) その他、上記以外の旅費（学会参加費など）や贈答品などの受領
- なお、ここでの企業・法人組織、営利を目的とする団体は、あくまでも本会の学術活動と関連する団体とする。

## 5. COI との関係で回避すべき事項

- 1) すべての対象者が回避すべきこと

看護研究の結果の解釈やその公表、研究による科学的根拠に基づいたマニュアルやガイドラインの作成に関して、資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約を、資金提供者と締結してはならない。

- 2) 看護研究の統括責任者が回避すべきこと

当該看護研究の計画・実施の決定権をもつ統括責任者には、次の項目に関して重大な COI 状態にない（依頼者との関係が少ない）と社会的に評価される研究者が選出されるべきであり、また選出後もその状態を維持すべきである。

- (1) 研究を依頼する企業の株の保有
- (2) 研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権などの獲得
- (3) 研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員、理事、顧問など（無償の場合は除く）

ただし、(1)～(3)に該当する研究者であっても、当該看護研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり、かつ当該看護研究が社会的にきわめて重要な意義をもつような場合には、公正性および透明性が明確に担保されるかぎり、当該看護研究の責任者に就任することができる。

## 6. 実施方法

- 1) 研究結果を学会雑誌上で発表する全ての著者（筆頭、共著者を含む全員）、学術集会等で発表を行う筆頭演者および研究責任者は、当該研究実施に関わる COI 状態を本

指針の細則に従い、開示する義務のある COI 状態がある場合は、論文投稿・演題登録時に自己申告する。また COI の有無にかかわらず発表時に開示する。

- 2) 本会会員が研究倫理審査申請をする場合には、当該研究実施に関わる COI 状態を本指針の細則に従い自己申告する。
- 3) 本会の代表理事、副代表理事、理事、監事、学術集会会長、各種委員会等の委員長・委員は、細則に定められた時期に当該事業にかかわる COI 状態を自己申告により開示する。また、新たに COI 状態が発生した場合には修正申告を行うものとする。
- 4) 理事会は、本会が行うすべての事業において、対象者に重大な COI 状態が生じた場合、あるいは COI の自己申告が不適切であると指摘された場合、利益相反委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置などを指示することができる。
- 5) 学会誌の編集委員会は、学会誌上で論文等が発表される場合、COI の有無を開示することを発表者に求めることができる。本指針に反する場合には掲載を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合、当該論文投稿者に対して速やかに、その理由を付して通知する。また論文掲載後に本指針に反していることが判明した場合、学会誌上に編集委員長名でその旨を公知できる。
- 6) 学術集会会長は、学術集会で研究の成果等が発表される場合、COI の有無を開示することを発表者に求めることができる。本指針に反する演題については発表を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合、当該発表者に対して速やかに、その理由を付して通知する。
- 7) 各種委員会の委員長は、それぞれが関与する学会事業に関して、その実施が本指針に沿ったものであることを常に評価することが求められる。本指針に反する事態が生じた場合には、速やかに事態の改善策を検討する。
- 8) 学会事務局に提出された COI に関する自己申告書類は細則に従い管理する。また深刻な COI 状態が生じているかどうかの確認および判断は、原則として本会役員、学術集会会長に関しては利益相反委員会が行う。

## 7. 指針違反者への措置と説明責任

### 1) 指針違反者に対する措置

本会理事会は本指針違反者に対して審議する権限を有し、利益相反委員会に諮問し、答申を得たうえで、理事会で審議した結果、重大な指針違反があると判断した場合には、その程度に応じて一定期間、次の措置のすべてまたは一部を講ずることができる。

- (1) 本会が開催するすべての講演会での発表禁止
- (2) 本会の刊行物への論文掲載禁止
- (3) 本会の学術集長会会長の解任、あるいは学術集会長になることの禁止
- (4) 本会の理事・監事の解任、あるいは理事・監事になることの禁止
- (5) 本会の各種委員会委員長・委員の解任、あるいは委員長・委員になることの禁止

- (6) 本会の理事会、委員会への参加の禁止
- (7) 本会会員の資格停止、除名、あるいは入会の禁止

## 2) 不服の申し立て

被措置者は本会に対して不服申し立てをすることができる。本会の代表理事は、これを受理した場合、速やかに細則で規定した不服申し立て委員会を設置して再審査をゆだね、その答申を理事会で協議したうえで、その結果を不服申し立て者に通知する。

## 8. 細則の制定

本会は、本指針を運用するために必要な細則を制定することができる。

## 9. 指針の改正

本指針は、倫理委員会にて定期的に見直しを行い、理事会の議決を経て改正することができる。

### 附 則

本指針は、平成 30 年 1 月 8 日から施行する。

本指針は、平成 31 年 2 月 17 日から施行する。

本指針は、令和 3 年 10 月 19 日から施行する。

本指針は、令和 4 年 4 月 27 日から施行する。